

## 各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度等	：	：	法人名	( )
---------	---	---	-----	-----

## I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

当期の連結控除限度個別調整国外所得の額の計算	当期の連結控除限度額(別表六の二(二)「15」)	1	円	区分		国外所得対応分	①のうち非課税所得分
				①	②		円
				当期のその他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	19	円	円
		2					
	国外事業所等帰属所得に係る所得の金額(別表六(二)付表一「25」)	3				納付した個別控除対象外国法人税額	20
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額(43の①)	4				交際費等の損金不算入額の個別帰属額	21
	(3) + (4) (マイナスの場合は0)	5				貸倒引当金の戻入額	22
	非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表一「26」) (マイナスの場合は0)	6					23
	(5) - (6) (マイナスの場合は0)	7					24
	別表六の二(二)「12」の金額	8					25
	調整連結国外所得金額(別表六の二(二)「14」)	9					26
	(9) × $\frac{(7)}{(8)}$	10					27
	個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額)	11					28
	各連結法人の個別調整国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計)	12					29
	連結控除限度個別帰属額 (2) × $\frac{(11)}{(12)}$	13				小計	31
	法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額)	14				貸倒引当金の繰入額	32
	法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	15					33
	法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	16					34
	計 (14) + (15) + (16)	17					35
	個別帰属額 (17)	18					36
							37
							38
							39
							40
							41
						小計	42
						計 (19) + (31) - (42)	43

## II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書

個別法控除額の計算	当期の個別控除対象 外國法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六の二(二)「19」)	47	円
	連結控除限度個別帰属額 (13)	45		地方法人税の控除限度個別帰属額 (47) × $\frac{(11)}{(12)}$	48	
	差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		控除できる金額 (46)と(48)のうち少ない金額)	49	